

ジェイアールバス東北本部

第3号

2019年8月23日

〒983-0852 仙台市宮城野区榴岡1-4-3 JR東労組仙台地方本部内

NTT:022-297-0155 JR:031-3981~3983

発責：佐藤 秀一

編集：情宣部

職場からの発言を基に

申1号「第32回JR東労組バス東北本部定期委員会に基づく申し入れ」 を行う！

JR東労組バス東北本部は7月12日第32回定期委員会を開催し、11名の委員から厳しい情勢の中での1年間の職場のたたかいによる成果や課題等について発言がありました。慢性的な要員不足により、休日出勤や助勤が常態化している職場現状が多く、組合員から報告され、軽井沢スキーバス事故以降もバス業界で連続して発生する重大事故の根底にある慢性的な要員不足や長時間拘束、睡眠時間不足について検証していく必要があります。あらためて安全・健康・働きがいのある職場をつくり出していくことが重要な課題であることが明らかになりました。

また、将来のバス東北会社の在り方について、人材確保・育成の必要性や退職金制度や定年制度など私たちが安心して働ける環境をJR東労組組合員の議論で導き出さなければならないといった踏み込んだ発言もありました。

これまで会社経営を支えてきたのは、職場で汗して奮闘している社員と家族であります。バス東北会社の発展のため、職場の声に真摯に向き合い、問題解決に向け労使が精力的に取り組むことで、安全第一・人間性が尊重される職場の実現を目指すために、以下の通り申し入れました。

1. 古川営業所におけるドリームササニシキ号の運行に際し、上り大和バスターミナル～泉中央駅間の運行時分を見直すこと。また、鷹乃杜バス停に街灯、待合所を設置すること。
2. 契約社員に対し退職金制度を設けること。また、支給額は勤続年数を最大限考慮し支給すること。
3. 盛岡支店や仙台支店の要員不足に対し、助勤や転勤ではなく他箇所への業務分担を検討すること。
4. 他支店からの助勤が常態化している仙台支店の採用を積極的におこなうこと。
5. 要員の不足している箇所については、転勤者を戻すなど早急に対策を講じ要員不足を解消すること。
6. 新規採用者の雇用形態をすべてバス社員とし、60歳未満の契約社員についても希望者全員バス社員とすること。
7. 55歳以降のバス社員に対し、定期昇給を実施すること。
8. 組合員と家族が安心して生活設計を組めるように転勤期間は2年とし、2年経過時には本人の意向を最大限尊重し希望地に転勤させること。
9. SAS（睡眠時無呼吸症候群）に関わる費用を会社が全額負担すること。

**職場で発生する諸問題解決に向け、職場でのたたかいを基礎に
安全・健康・働きがいのある職場をつくり出そう！**